

特別養護老人ホーム若槻ホーム

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若槻ホームが設置する短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、長野市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム若槻ホーム
- (2) 所在地 長野市田中 1464-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(介護老人福祉施設兼務)

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的

- (2) 医師 1人(非常勤)
利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行い、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 3人以上
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (5) 介護職員 17人以上
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- (6) 栄養士 1人以上
給食献立の作成、栄養ケア計画に策定及び栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員60名(多床室48名、従来型個室12名)

(サービスの内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室及び(Ⅱ) 多床室
 - (2) 心身の状況または家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、もしくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室及び(Ⅱ) 多床室
 - (2) 日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指す者を対象に指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(通常の送迎の実施範囲)

第7条 長野市三輪・吉田・若槻・浅川・古里・第1・第2区域、豊野町。飯綱町の一部。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 厚生労働大臣が別に定める場合を除き、指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護の送迎費用について、自動車を使用した場合は、以下の額を徴収する。
 - (1) 第8条の通常の送迎の実施範囲外(事業所から片道概ね7km以上)の場合、1キロメートルあたり別途定める費用を徴収する。
- 3 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはそ

の家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

理美容代金、クラブ活動費、外出・外食にかかわる費用は実費徴収。

5 食事に係る費用負担

被保険者第1から第3段階については食事に係る告示上の負担限度額とする。第4段階については重要事項説明書に定めた額とする。

6 居住に係る費用負担

被保険者第1から第3段階については食事に係る告示上の負担限度額とする。第4段階については重要事項説明書に定めた額とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室定員を超えて入所させない。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。

3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。

4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。また、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うとともに、相当期間以上継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画または指定介護予防短期入所生活介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。

5 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、期間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を記録し同意を得る。

(サービス利用者側の留意事項)

第10条 利用者が、短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受けるさい、利用者は、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項を守り、サービスの提供を受けることとする。

(1) 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行なわないこと。

(2) 施設内で、ペットの持ち込みおよび飼育は行なわないこと。

(サービスの中止)

第11条 事業者は、サービスの提供を受けようとする利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合は、サービス提供を中止することができるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 事業者は、非常災害等に対して具体的な消防計画等を策定し、職員及入所者が参加する通報及び避難訓練を年2回以上実施する。なお、そのうち1回以上は夜間を想定した訓練を実施することとする。
- 3 施設の非常災害設備は定期的に自主的及び専門業者により定期的に点検を行う。
- 4 事業者は、関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。
- 5 事業者は、災害等に備え3日分以上の非常食を備蓄することとする。

(苦情処理 情報開示)

第14条 利用者からの相談、苦情については窓口、担当者を設置し、短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応する。

- 2 利用者から提供するサービスについて説明を求められた場合には、説明に応じ、必要な資料の提供を行う。
- 3 情報開示資料として事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能にしておく。

(地域との連携等)

第15条 地域に開かれた介護老人福祉施設として、地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行なう等地域との交流に努める。

- 2 地域交流スペースを地域住民及びボランティア団体に幅広く活用してもらうよう広報に努める。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行なう等必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、事故防止委員会を設置して、事故の分析、改善策等を話し合い関係職員に周知させることとする。また、事故防止委員会はヒヤリハット集計を行い事故防止に向けた対策を話し合い、利用者の安全確保に努めることとする。

(虐待防止)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
 - (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 18 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し同意を得る。

(褥瘡予防対策)

第 19 条 事業者は、入所者に対し、褥瘡予防対策として対策指針を定めるとともに、その発生を防止するために医療・介護・栄養関係者等が協力し適切な介護に努める。

(感染症対策)

第 20 条 事業者は、感染症対策として次の事項を行うこととする。

- (1) 感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐために事故防止委員会等の会議を定期的開催し、議事内容等を職員に周知する。
 - (2) 各種感染症に対するマニュアルを整備するとともに、定期的に職員研修会を開催する。
- 2 施設内において感染症の発生又は発生が疑われる場合には、あらかじめ定められた感染対応マニュアルに沿って適切に対応する。また、必要に応じて保健所若しくは長野市の指導助言を得るものとする。

(守秘義務)

第 21 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。また、退職後も同様とする。

(記録の整備)

第 22 条 短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護を提供するにあたり次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護計画書
- (2) 個々の短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護に係る記録
- (3) 緊急やむを得ない場合に行なった身体拘束に関する記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情内容等に関する記録
- (6) 事故及び事故に際し採った処置に関する記録

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程の改廃は、理事会の承認による。

この規程は、平成 14 年 7 月 16 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 10 月 1 日改正

令和 3 年 7 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正